# 県税賦課徴収事務の特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(案) にかかる県民政策コメントの実施結果について

令和5年10月1日(日)から10月31日(火)までの間、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「県税賦課徴収事務の特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(案)」について意見・情報の募集を行った結果、2名の方から、計8件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見等について、内容ごとに整理し、別紙のとおり回答しました。 なお、意見募集に伴う修正点はありません。

### 提出された意見・情報の内訳

項目	件数
特定個人情報の取扱いについて	2
外部委託契約について	1
中間サーバの取扱いについて	1
eLTAX の権限管理および外部連携について	1
EBPM、事故対応について	1
特定個人情報の真正性について	1
システム整備の評価について	1
合計	8

# 「県税賦課徴収事務の特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(案)」に対して 提出された意見・情報とそれに対する県の考え方について

## ご意見・情報の概要 ご意見に対する県の考え方 特定個人情報の取扱いについて 可搬型ハードディスクに個人情報ファイルを保存」県税賦課徴収事務では、可搬型ハードディスクへ の個人情報の保管は行っておりません。 する手続きは存在するのか。 知事、政治家、選挙人、議員などが、納税者情報 特定個人情報の取り扱いについては、関係法令等 |等の特定個人情報をこのシステムで見ているので┃(※)で、特定個人情報の取得・利用・提供でき る業務が限定され、目的外での使用が禁じられて はないか。(「概要資料」の3(1)、3(4)③、 「全項目評価書」のI2システム2~5、II別添 います。また、その取扱・管理方法も厳格に定め 2) られており、これに基づき適正に収集、保管、利 用、提供を行っております。 外部委託契約について 委託契約について、再委託も含めた契約か。ま 滋賀県税務総合システム、eLTAX-ASP共に、税 |た、番号法の改正等の影響に随時対応可能な契約|制改正等に対応するための改修にあたり都度変更 契約を締結し対応しています。個人番号、法人番 形態か。 号の取扱について制度変更があった場合のシステ 3 ム改修についても同様に対応する想定です。な お、再委託が必要な場合は、予め県の承認が必要 であることを契約書に明記しており、特定個人情 報の保護等について、再委託先事業者にも遵守さ せています。 中間サーバの取扱いについて 中間サーバの権限管理について、監督機関が設け地方公共団体情報システム機構が管理しているも られているか。委託先事業者も含め、外部への情のですが、関係法令等(※)で規定されている安 報漏洩に対する対策はできているか。 全管理措置の適用対象となっており、本県におい てもこれに基づき、運用者の役割ごとにアクセス 権限を設定する等の安全管理措置を講じていま す。また、中間サーバにはクローズドなネット ワークである総合行政ネットワーク(LGWAN) 4 を介して接続しているため、外部サーバへの漏洩 リスクはないと考えています。中間サーバからは 統合宛名システム経由でデータを取得しています が、統合宛名システムの利用については庁内の規 定に基づき総合企画部DX推進課に利用者登録申 請を行い承認を受けています。

#### eLTAXの権限管理および外部連携について

eLTAXの権限管理について、権限ごとに表示可 報の共通化は実施されているか。

5

ASPにより提供を受けているeLTAX審査システム |能項目は設定されているか。他地方公共団体と同|および国税連携システムにおいては、権限グルー 様の権限が付与されているか。外部より共有可能┃プを作成する機能があり、権限ごとに閲覧・更新 なシステム体系か。緊急時を想定した特定個人情|できる情報が制限されています。滋賀県税務総合 システムにおける納税者情報の閲覧・更新につい ても権限グループごとに閲覧・更新できる納税者 を制限しています。また、外部からのデータアク セスはできないネットワーク構成となっていま す。なお、緊急時を想定して特定個人情報ファイ ルを他の地方公共団体と共有するということは 行っていません。

#### EBPM、事故対応について

情報関連EBPMシステムは構築の予定があるか。 いるか。

6

地方税法その他関係法令に則り、税務秩序を維持 事故対応を作業過程に組み込むことは予定されてし、公平かつ公正な事務の執行を図ることにより 県税収入の確保に資するため、税制改正等に係る システム構築・改修にあたっては、情報システム 企画書・計画書を作成するとともに、庁内審査会 による審査を受けています。

> また、事故報告プロセスなど、緊急事案発生時に は所属長および最高デジタル責任者(副知事)に 速やかに報告することなど、全庁的な手順が定め られています。

#### 特定個人情報の真正性について

契約上、3か月に1回の特定個人情報の保管依頼 が実施されるとあるが、特定個人情報は、所在地口の正確性は担保されるものと考えています。ま の追跡等の正確性は維持されるのか。

7

|滋賀県税務総合システムの委託先事業者との委託||滋賀県税務総合システムへの取込時には職員の目 視により真正性を確認していること等から、情報 た、住所等の本人情報の確認が必要な場合は住民 基本台帳ネットワークシステムにて確認を行って います。

> なお、委託先事業者に対し3か月に1回の特定個 人情報ファイルの保管依頼は行っておりません。

#### システム整備の評価について

エビデンスについて、滋賀県税政課で経過的に作 号の利用等に関する法律および地方税法に基づ 8 成、記録されるのか。

特定個人情報のシステム整備・改修に係る評価・│行政手続における特定の個人を識別するための番 き、必要なシステム構築・改修を、システム企画 書・計画書を作成する等、適切に実施していま す。

- (※) 「関係法令等」とは、主に以下のものが該当します。
  - ・個人情報の保護に関する法律
  - ・個人情報の保護に関する法律施行令
  - ・個人情報の保護に関する法律施行規則
  - ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)
  - ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令
  - ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則
  - ・総務省技術基準(総務省告示第二百六号)
  - ・内閣府技術基準(内閣府告示第四百四十七号)
  - ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン
  - ・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン
  - ・滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例
  - ・滋賀県知事の保有する個人情報の保護に関する規則